

八尾市いじめ防止基本方針

令和3年（2021年）3月
八尾市

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項.....	2
1 「いじめ防止対策推進法」の制定と「八尾市いじめから子どもを守る条例」の制定及び「いじめから子どもを守る課」の創設の意義.....	2
(1) いじめ防止対策推進法の制定	2
(2) 八尾市いじめから子どもを守る条例制定の意義	2
(3) 「いじめから子どもを守る課」の創設の意義.....	3
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
(1) いじめは絶対に許されない行為である.....	3
(2) いじめは全ての子どもに関係する問題である.....	4
(3) いじめの問題は地域社会全体で取り組まなければならない.....	4
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの定義.....	4
(2) いじめの理解.....	6
(3) いじめの防止.....	6
(4) いじめの早期発見.....	7
(5) いじめへの対処	8
II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	11
1 市長部局* ¹ 及び教育委員会が実施する施策.....	11
(1) いじめの防止等のための組織（P. 20 概念図添付）及び役割.....	11
(2) 市として実施する施策	12
(3) 教育委員会として実施する施策.....	15
2 市立学校として実施する施策.....	16
(1) 市立学校の役割についての基本的な考え方	16
(2) 市立学校いじめ防止基本方針の基本的な内容.....	16
(3) 学校いじめ防止基本方針の運用.....	16
III 重大事態への対処.....	17
1 重大事態とは	17
2 重大事態が発生した場合の対処（P. 21 概念図添付）	18
(1) 報告	18
(2) 調査の主体と組織.....	18
(3) 調査結果の取扱いについて	18
(4) 市長への報告.....	18
(5) 市長による再調査について	19
IV 八尾市のいじめ防止対策を推進するための組織の概念図	20
1 八尾市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための組織の概念図.....	20

2	重大事態が生じた場合の対応概念図	21
3	市立学校におけるいじめ事象への対応概念図	22

【参考資料】

参考資料Ⅰ	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）	1
参考資料Ⅱ	八尾市いじめから子どもを守る条例（令和2年八尾市条例第38号） ..	8
参考資料Ⅲ	八尾市教育委員会から市立学校に対する指示事項	10
参考資料Ⅳ	いじめのない環境づくりアンケート実施結果及び分析	18
参考資料Ⅴ	八尾市いじめ防止基本方針検討過程	27
参考資料Ⅵ	八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱第6条に基づいた関係者 ..	27
参考資料Ⅶ	八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱	28

はじめに

いじめの問題が大きな社会問題となる中、平成 25 年 6 月 28 日「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」が公布され、同年 9 月 28 日に施行された。この法律に基づき、かつ平成 25 年 10 月 11 日に文部科学省が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針（以下国基本方針という。）」を参酌し、平成 27 年 5 月、八尾市においても「八尾市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）」を策定し、八尾市の児童生徒が、いじめによって、辛く苦しい思いをすることがないように、市（教育委員会含む）は、市立学校、家庭、地域住民、その他あらゆる関係者の連携のもと、社会全体でいじめの問題を克服していくため、取り組んできたところである。

その後、平成 29 年 3 月 14 日に国基本方針が改定され、同時に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」や平成 26 年 7 月改定の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が策定された。また、本市においては、いじめから 18 歳未満の全ての子どもを守るため、弁護士等の専門職を配置する市長直轄組織として、「いじめから子どもを守る課」を創設するとともに、令和 2 年 10 月には、「八尾市いじめから子どもを守る条例（以下「条例」という。）」を公布施行した。こうした内容を反映するため、市基本方針を改定するものである。

この改定では、いじめ防止対策の現状を踏まえ、市長部局と教育委員会が連携して取り組み、さらに地域の代表の方や専門家等のご意見もいただき、検討を重ねた。また、子どもたちの声を反映させるため、八尾市立学校の児童会・生徒会の役員へのアンケート調査を実施した。

市基本方針では、市立学校の児童・生徒への対応が中心となるが、オール八尾市として、18 歳未満の全ての子どもをいじめから守るため、改定するものである。

これにより、子どもたちを取り巻く社会状況がますます複雑化、多様化、深刻化する傾向にあるいじめの問題について、未然防止や早期発見に向けて、引き続き全力で取り組んでいくものである。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 「いじめ防止対策推進法」の制定と「八尾市いじめから子どもを守る条例」の制定及び「いじめから子どもを守る課」の創設の意義

(1) いじめ防止対策推進法の制定

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、いじめの問題への対応にあたっては、国や地方公共団体を含め、教育委員会、学校、保護者、地域住民その他あらゆる関係者の力も積極的に取り込みながら、総合的かつ効果的な取組の推進が求められている。

この法律は、いじめの防止等（法においては、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に制定されたものである。

(2) 八尾市いじめから子どもを守る条例制定の意義

条例は、法を踏まえながら、市として、子どもの権利を尊重し、いじめの防止等（本市条例においては、子どものいじめの防止、早期発見、対処及び解決をいう。条例第1条）の施策を進めていく基本姿勢を示すとともに、いじめの防止等に取り組む組織を設置して、将来にわたって全ての子どもをいじめから守り、市全体で施策を推進していくため制定された。

これまで、法及び改定前の市基本方針においては、「学校」を八尾市立学校と規定していたが、条例においては全ての子どもをいじめから守っていく趣旨から、「市立学校」と「学校等」(*)と定義することにより、八尾市立学校在籍の児童生徒だけではなく、市外や民間の施設等に在籍する八尾市の18歳未満の全ての子どもを対象とした。

※条例の対象での「市立学校」（条例第2条）は、八尾市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年八尾市条例第40号）に規定する小学校及び中学校並びに八尾市立義務教育学校設置条例（平成30年八尾市条例第36号）に規定する義務教育学校を意味している。なお、令和3年3月31日までは、八尾市立幼稚園設置条例（昭和40年八尾市条例第10号）に規定する幼稚園も含んでいる。

※条例の対象での「学校等」(条例第2条)は「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設をいう。」として規定している。

(3) 「いじめから子どもを守る課」の創設の意義

令和2年4月に18歳未満の全ての子どもをいじめから守るため、市長直轄組織として、「いじめから子どもを守る課」が創設された。

これは、いじめの防止、早期発見、対処及び解決をめざし、相談チャンネルをさらに多くし、専門性のある相談員を配置することで、市として取組をこれまで以上に進めていくもので、市長部局と教育委員会が一層連携した中でいじめの防止等の施策を推進していくため、創設されたものである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、条例において、「子どもの最善の利益のため」をいじめの防止等の基本理念として規定した。いじめの防止等に向けて、子どもの利益を最優先に考え、施策を実施していく。

子どもの最善の利益のため、いじめの防止等(子どものいじめの防止、早期発見、対処及び解決をいう。以下同じ。)の基本理念を定め、市及び市長の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等の施策の基本となる事項を定めることにより、全ての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現することを目的とする。(条例第1条)

いじめが子どもの教育を受ける権利及び心身の健やかな成長を保障される権利を侵害するものであり、決して許される行為ではないとの認識のもと、子どもの利益を最優先に、いじめの防止等の施策を実施しなければならない。(条例第3条)

(1) いじめは絶対に許されない行為である

全ての大人は、いじめは、「重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない卑怯な行為である」との認識を持ち、いじめの防止等の対策は、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが大切である。

(2) いじめは全ての子どもに関係する問題である

いじめは、いつでもいかなる子どもにも関係する問題であり、全ての子どもが安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることが必要である。

その際、子どもの利益を最優先に、子どもがお互いの違いを認め合い、自分や他者の気持ちを尊重し、対等で豊かな人間関係を築くことにより、いじめの克服をめざしていくことが必要である。

また、そのためには、市立学校が進めてきた人権教育や道徳教育をさらに充実させ、仲間とより良い関係を築き、協力し合うことのできる児童生徒の育成や規範意識の高い児童生徒の育成をめざすなど、自他の人権を尊重する児童生徒の育成が必要である。

(3) いじめの問題は地域社会全体で取り組まなければならない

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身の安全を確保することが何よりも重要であることを認識しつつ、いじめを学校だけの問題として捉えるのではなく、市長部局、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、それぞれの立場からその役割を果たし、一体となって、いじめの問題を克服することをめざして取り組むことが必要である。

特に、八尾市では、「一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」をまちづくりの取組方向（政策）のひとつとして掲げた「八尾市第6次総合計画」を策定する他、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、人権尊重の社会づくりに努めてきている。その実績を踏まえ、地域社会全体が、地域協働の活動等を通じて、大人同士がつながり、子どもたちと関わることで、いじめを許さないまちづくりにつなげていくことが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法と条例では、「いじめ」の定義を以下のように規定している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

「いじめ」とは、子どもに対し、当該子どもが在籍する学校等に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子ども

が心身の苦痛を感じているものをいう。(条例第2条第1項第1号)

- ・いじめの認知にあたっては、子どもの直接的な訴えや日常の観察によるトラブルや不審な言動のほか、市立学校が実施するアンケートによる訴えなどにより、積極的に認知する必要がある。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、本人がそれを否定する場合も多々あることを踏まえ、いじめられた子どもの立場に立って、当該子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
ただし、このことは、いじめられた子どもの主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた子ども本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- ・「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動の子どもや、塾やスポーツクラブ等当該子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、学校の内外を問わず、当該子どもと何らかの人的関係をさす。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。また、外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、事象の背景にある事情の調査を行い、いじめられた子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(具体的ないじめの態様として示されているもの)

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合においては、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの理解

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを理解する必要がある。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうることがあることを認識する必要がある。
- ・いじめは、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば仲間意識に起因する排他性、集団内での人間関係の序列化など）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解（いじめを見て見ぬふり）を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように取り組むことが必要である。

(3) いじめの防止

①市立学校でのいじめの防止

- ・市立学校及び教職員は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒の人権意識を高め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりを推進する。
- ・市立学校及び教職員は、児童生徒に対し、「いじめは、絶対に許されない卑怯な行為である」との理解を促すとともに、児童生徒がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取組を通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・「発達障がいを含む、障がいのある児童生徒」「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる児童生徒」「新型コロナウイルスに感染した児童生徒または家族が感染した児童生徒」など、市立学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・いじめの背景にストレス等の要因があることに着目し、全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを推進する。授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとり

が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。児童生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。

②いじめの防止に向けた家庭の役割

- ・保護者は、いじめを許さない心と態度を育てるために、家庭の温かな人間関係の中で、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むよう努めることが重要である。
- ・他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあることから、それぞれの保護者が果たすべき役割を自覚し責任ある行動をとることが重要となる。
- ・いじめられた場合の相談相手を「家族」と答えた児童生徒が、最も多い（「児童生徒アンケート調査」より）ことから明らかなように、家庭内でのコミュニケーションは重要である。そのため、保護者は、日頃から子どもが悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが重要である。
- ・子どもの実態を把握するためには、幅広いネットワークが必要である。そのため、保護者は、学校の行事や町会活動、こども会活動等の地域行事に自らも積極的に参加するなど、保護者間や地域の中での人間関係の構築に努めることが重要である。

③いじめの防止に向けた地域の役割

- ・地域住民は、「地域の子どもは地域で守り、地域で育てる」という意識のもと、地域協働の活動をとおして、地域で子どもが孤立しないために見守り、子どもたちがいきいきと活動することのできるまちづくりに努めることが重要である。
- ・地域住民は、地域の一員として、学校、PTAや校区まちづくり協議会、地区福祉委員会、自治振興委員会などとの連携だけではなく、さらに必要に応じて、警察、民生委員児童委員協議会、青少年育成連絡協議会などの関係機関等とも連携し、社会全体で人権を尊重し、いじめをなくす取組を推進するよう努めることが重要である。

(4) いじめの早期発見

①大人が子どもの変化に気づく力を高める

- ・いじめの早期発見については、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

- ・いじめは大人が把握しにくい時間や場所で行われたり、遊びと称して行われるものやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視したり、見て見ぬふりをしたりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

②子どもが訴えやすい体制を整える

- ・市立学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(5) いじめへの対処

①市立学校における被害者の安全確保とケア

- ・いじめ又はいじめの可能性のある事案が確認された場合、市立学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しなければならない。
- ・市立学校及び教職員は、いじめを受けた児童生徒の心のケアを行うため、保護者との連携はもとより、必要に応じ関係機関との連携を行うことが必要である。

②市立学校における事実確認及び組織的な対応

- ・校長は、「いじめ対策委員会」を校内組織に位置づけ、市立学校及び教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、いじめやいじめが疑われる事案が生じた場合は、速やかに組織的対応を行う。
- ・市立学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに市立学校の「いじめ対策委員会」に対して、当該いじめに係る情報を報告し、担任等特定の教職員が、情報を抱え込むことのないよう学校がチームとして市立学校の組織的な対応につなげなければならない。
- ・市立学校及び教職員は、まず、関係する児童生徒からの聴取等により事実確認を丁寧に行い、「いじめ対策委員会」において、情報を集約し、関係児童生徒に対する指導等、適切な対策を講じることが必要である。
- ・市立学校及び教職員は、事案のアセスメントとプランニングや組織対応における情報共有のために、聴取内容や事実経過について記録化する必要がある。その際、記録は個人情報保護及び守秘義務の観点に配慮し、一元的に管理する必要がある。
- ・市立学校は、家庭や教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案に応じ、スクール

ロイヤーやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関との連携が必要である。

- ・市立学校及び教職員は、休業日を除き連続して7日以上欠席した児童生徒のうち、特に児童生徒間トラブルを理由としているものについては、いじめの可能性も視野においてより丁寧な対応を行うことが必要である。

③市立学校におけるいじめ解消の定義

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【1】いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市立学校の設置者又は市立学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【2】被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。市立学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。

- ・市立学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われていることがあることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

④外部専門家や関係機関との連携

- ・市立学校は、いじめの問題への対応において、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導において十分な効果を上げることが困難な場合などには、教育委員会事務局や市長部局の関係課（「いじめから子どもを守る課」等）、外部専門家（スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）や関係機関（警察、子ども家庭センター、医療機関、法務局等）との適切な連携が

必要である。そのためには平素から外部専門家や関係機関の担当者同士の連携や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

⑤地域や家庭での対応

地域社会全体で子どもを見守り健やかな成長を促すためには地域や家庭の協力が重要である。

- ・保護者は、子どもにわずかでも変化が見られるなどいじめの兆候を発見したときは、子どもに問いかけるとともに、学校等に相談するなど、迅速な対応に努めることが重要である。
- ・地域住民は、子どもの様子にいじめと疑われるような気になる行為を見かけたときは、その場で声をかける等、いじめを見過ごさないという姿勢を示すとともに、学校等へ通報する等、適切な措置をとることが必要である。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(法第9条第1項)

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 市長部局*¹及び教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止等のための組織 (P. 20 概念図添付) 及び役割

① 八尾市いじめ防止対策検討会議 (設置：八尾市、事務局：いじめから子どもを守る課)

- ・いじめから子どもを守る課長が座長、教育委員会事務局人権教育課長が副座長となり、会議を開催し、市長部局と教育委員会との円滑な連携を図り、各部局が行ういじめの防止等のための対策についての連絡及び調整を行い、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進する。
- ・PDCA サイクル*²に照らし、市基本方針の定期的な検証を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・いじめ防止対策について、背景にある課題等、関係部局での連携した対応が必要と認められる場合、検討会議を開催し、協議し、課題の解決に向けた調整を行う。

②八尾市いじめ問題対策連絡協議会 (設置：八尾市教育委員会、事務局：人権教育課)

- ・法第 14 条第 1 項に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を推進するための必要な協議及び連絡調整を図るため、「八尾市いじめ問題対策連絡協議会」を条例で設置する。
- ・「八尾市いじめ問題対策連絡協議会」は、市長部局・教育委員会の他関係行政機関の職員、関係団体を代表するもの及び学識経験者等で構成する。

③いじめ・不登校対策研究委員会 (設置：八尾市教育委員会、事務局：学校教育推進課*)

*令和 3 年 4 月 1 日から

- ・いじめ問題対策の連絡及び調整を行い、いじめ防止対策を実効的に推進する。
- ・「いじめ・不登校対策研究委員会」は、八尾市小・中学校生活指導研究協議会、八尾市教育研究会生活指導研究部会、臨床心理士、教育委員会事務局で構成し、その他、教育委員会が必要と認めるものを出席させることができる。

*¹「市長部局」とは市の執行機関としての「市長」の指揮監督を直接受け、人事権が一般職員にまで及ぶ部局のことです。

*²「PDCA」サイクルとは、①Plan (計画) ②Do (実行) ③Check (評価) ④Action (改善) の 4 段階の活動を繰り返し行うことを基本とし、一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて次の計画へ生かしていくこと。

④いじめ対応支援チーム（設置：八尾市教育委員会、事務局：人権教育課）

- ・市立学校対応のみでの解決が困難な事象や教育委員会が必要と認める事案を解決するため、「いじめ対応支援チーム」を設置する。
- ・「いじめ対応支援チーム」は、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、事象の解消に向けて、市立学校への支援を行う。

⑤八尾市いじめ調査委員会（設置：八尾市教育委員会、事務局：人権教育課）

- ・法第 28 条に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、教育委員会の附属機関として「いじめ調査委員会」を条例で設置する。
- ・「八尾市いじめ調査委員会」は、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・調査結果については、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じて市長に報告を行う。

⑥八尾市いじめ再調査委員会（設置：八尾市、事務局：いじめから子どもを守る課）

- ・市長は、上記⑤の八尾市いじめ調査委員会からの報告に係る当該重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- ・法第 30 条に基づき、市長の附属機関として「八尾市いじめ再調査委員会」を条例で設置する。
- ・「八尾市いじめ再調査委員会」は、上記⑤の八尾市いじめ調査委員会とは別に、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、情報を適切に提供する。

（2）市として実施する施策

市として、子どもの権利を尊重し、いじめの防止等の施策を進めていく基本姿勢を示し、将来にわたって 18 歳未満の全ての子どもをいじめから守るため制定した条例の規定に基づき、実施する施策を、以下のとおり具体的な方針として、示すものである。

① 市及び市長^{*3}の責務

- ・市として、総合的な視点で必要ないじめの防止等のための組織や人員等の体制を整備し、いじめの背景にある課題の解決に向け、調整を行うとともに、いじめの防止等の施策や財政上の措置等総合的に調整を行い、実施していく。
- ・市長は、教育委員会、市立学校、保護者、市民、児童相談所や法務局、子どもの関係団体等といじめの防止等の対策において、連絡調整を行うなど、積極的に連携し、取組を進めていく。

市は、前条に規定する基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な体制を整備し、必要な施策を総合的に実施しなければならない。(条例第4条第1項)
市長は、教育委員会、市立学校、保護者、市民及び関係機関等と連携を図り、いじめの防止等に取り組まなければならない。(条例第4条第2項)

②啓発及び広報

- ・市は、市や市立学校だけでなく、家庭・地域などでのいじめの防止等への取組を推進する必要があることから、地域社会全体に対して啓発及び広報を行う。保護者や全ての市民に対して、ホームページや市の広報誌、ポスター、チラシなどで啓発を行っていくとともに、子どもに対しては、啓発カードの配付等により、啓発活動の推進に努める。
- ・人権学習の講座や地域での研修等を活用して、地域社会全体で啓発の取組を促進する。

市は、地域社会全体でいじめの防止等への取組を推進するため、子ども及び保護者並びに市民に対し、いじめの防止等の啓発及び広報を行う。(条例第6条)

③相談体制の整備

- ・いじめを見逃さないために、市立学校や教育委員会とは別のチャンネルとして、専門的知識を有する職員(弁護士、心理士等)を活用した相談窓口を「いじめから子どもを守る課」に設置し、市の広報誌やホームページ、ポスター、チラシ、啓発カード等で周知し、できる限り間口を広げ、幅広く子どもや保護者の相談に対応していく。
- ・「いじめから子どもを守る課」への相談については、速やかに教育委員会等にいじめの事実の有無を確認し、適宜、教育委員会、市立学校、関係機関等と協議等を行っていく。いじめへの対処及び解決に向けては、常に子どもに寄り添い、迅速かつ適切な対応を行う。

^{*3} 「市」とは、地方公共団体としての法人としての「市」を意味するもので、市の執行機関としての「市長」の他、教育委員会を始めとする行政委員会も含めた「地方公共団体全体の機能」を示すものです。

- ・個別のいじめ事案について、背景に福祉的課題がある等、必要と認める場合において、庁内関係課等と連携及び協議して、課題解決に向けた対応を行う。
- ・教育委員会と連携しいじめの防止等の取組を進めていくため、いじめから子どもを守る課と教育委員会（事務局）は、定期的に協議（定例協議）を行い、いじめに関する相談窓口寄せられた案件及び市立学校で解決に一定期間を要している案件等の情報共有を行い、必要に応じて、「いじめから子どもを守る課」より助言等を行う。
- ・「いじめから子どもを守る課」では、相談を聴取し、専門的知識を有する職員等から助言等を行うとともに、必要に応じて、市立学校や関係機関等に相談内容を通知する。相談者がこの通知を望まないことを明らかにした場合は、相談者の意思を尊重して、通知は行わないが、相談の内容が、子どもの生命、身体又は財産を守るために緊急、かつやむを得ない時は通知を行う。
- ・「いじめから子どもを守る課」では、学校等や教育委員会とは、別チャンネルとしての相談窓口の役割を果たしていくため、相談窓口の周知に努めるとともに、子ども及び保護者並びに市民が安心して相談できるよう様々な相談手法を活用した相談対応を行っていく。

市長は、学校教育、心理学及び法律等の専門的知識を有する職員を活用して、いじめの防止等の相談体制を整備するとともに、子ども及び保護者並びに市民が安心して相談できる相談窓口を設置し、周知するものとする。（条例第7条第1項）

市長は、いじめに関する相談を受けたときは、いじめの事実の有無を確認し、教育委員会、市立学校及び関係機関等と協議等を行い、子どもの立場に立って迅速かつ適切な対応をするものとする。（条例第7条第2項）

市長は、相談を行った者に助言等を行うとともに、必要に応じて、学校等及び関係機関等にその相談の内容を通知する。ただし、当該相談を行った者が当該通知を望まないことを明らかにした場合は、子どもの生命、身体又は財産等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときを除き、通知を行わないものとする。（条例第8条）

④いじめ防止基本方針の策定及び見直し

- ・市基本方針については、市として策定し、いじめ防止対策検討会議において、定期的に具体的な取組状況を検証し、必要に応じて、見直しを行っていくものとする。
- ・市基本方針を新たに策定した時、また見直しを行ったときは、これをホームページ等で速やかに公表する。

市は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（次項において「市基本方針」という。）を策定し、定期的に具体的な取組の状況の検証を行い、必要に応じて、その見直しを行わなければならない。（条例第 5 条第 1 項）

市は、市基本方針の策定又は見直しを行ったときは、これを公表しなければならない。（条例第 5 条第 2 項）

⑤市立学校以外の学校等への協力要請

- ・「八尾市いじめから子どもを守る条例」は、18 歳未満の全ての子どもを対象としていることから、市のいじめの防止等の施策について、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に協力を求めることができることを規定しており、市のいじめの防止等の施策の広報啓発や相談を受けた内容について、必要に応じて、協力を依頼する。

市長は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対して、市のいじめの防止等の施策について協力を求めることができる。（条例第 10 条）

⑥就学前教育について

- ・就学前教育においては、就学前の子どもへのいじめの防止に向けて、幼児期の教育で発達段階に応じて、幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を促す。

(3) 教育委員会として実施する施策

- ・いじめの防止等に向け、児童生徒を指導する教職員の資質の向上を図るため、職責に応じた研修を計画的に実施する。
- ・市全体の児童生徒の状況を継続的に把握するため、教育委員会によるアンケート調査を定期的実施する。
- ・教育委員会は、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。
- ・いじめ事象が発生したとの報告を受けた場合、いじめを受けた児童生徒の心のケアを最優先に考慮し、臨床心理士等の派遣を行う。また、必要に応じ、指導主事や市の「いじめから子どもを守る課」、外部専門家（スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）、スクールサポーターによる支援等を行い、解決に向けた対応に努める。
- ・インターネットを通じて行われるものを含め、いじめについて、必要に応じ関係機関と

も連携しながら、市立学校に必要な情報提供を行うとともに、早期解決に向けた指導と助言を行う。

- ・重大事態に関する調査委員会の設置を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針の検証と改善に必要な指導と助言を行う。
- ・いじめの防止等の取組に必要な施策を講じるとともに、いじめ防止に必要な措置を講じる。

2 市立学校として実施する施策

(1) 市立学校の役割についての基本的な考え方

- ・市立学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、組織体制を確立し、教育委員会と連携の上、市立学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(2) 市立学校いじめ防止基本方針の基本的な内容

- ・市立学校は、いじめの防止等の取組について国及び市基本方針を踏まえ、基本的な方針や内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。
- ・学校いじめ防止基本方針には、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」「重点項目」「保護者や地域との連携のあり方」「関係機関との連携のあり方」等、具体的な取組を示す。

(3) 学校いじめ防止基本方針の運用

- ・市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置くものとする。
- ・いじめに対しては、市立学校が組織的に対応することが重要であり、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家、その他保護者、学校評議員、民生委員児童委員・主任児童委員などの地域関係者との連携のもと対応する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組を実施し、必要に応じて、指導計画の見直しなど、PDCA サイクルに照らし合わせた検証等を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針に、年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修等の取組を位置付け、教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるよう、各市立学校に対して必要な指導・助言を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針について、児童生徒・保護者に対して、いじめの防止等の取組についての基本的な方針や内容について説明し、理解を求めるとともにホームページ

に掲載する等周知を図る。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態とは

- 1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (法第 28 条第 1 項 1 号 2 号)

いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わる重大な事態が、本市だけでなく全国的に生起している。

こうした事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月 文部科学省)に基づき第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないように対策を講じることが必要である。

そのため、市長部局、教育委員会事務局及び市立学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

＊「生命、心身又は財産に重大な被害」の想定されるケース

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

＊「相当の期間」とは

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の個々の状況を十分に把握した上で判断する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったときは、その時点で市立学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたる。

なお、児童生徒が自殺を企図した場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、それぞれ「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき調査等にあたる必要がある。

2 重大事態が発生した場合の対処 (P. 21 概念図添付)

(1) 報告

重大事態が発生した場合、市立学校は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。報告を受けた教育委員会は、法第 30 条第 1 項に基づき、事態発生について市長に報告する。

(2) 調査の主体と組織

アンケート調査の実施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

【市立学校が主体となって調査を行う場合】

- ・市立学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。教育委員会は、指導主事の派遣等、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

【教育委員会が主体となって調査を行う場合】

- ・市立学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や市立学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行う。
- ・教育委員会が行う場合は、教育委員会内に設置された附属機関「八尾市いじめ調査委員会」が行う。

(3) 調査結果の取扱いについて

- ・市立学校が主体となって調査を実施した場合、校長は調査結果について速やかに市教育委員会へ報告する。また、保護者が調査を不要とした場合についても、その旨を市教育委員会へ報告する。
- ・教育委員会又は市立学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は市立学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

(4) 市長への報告

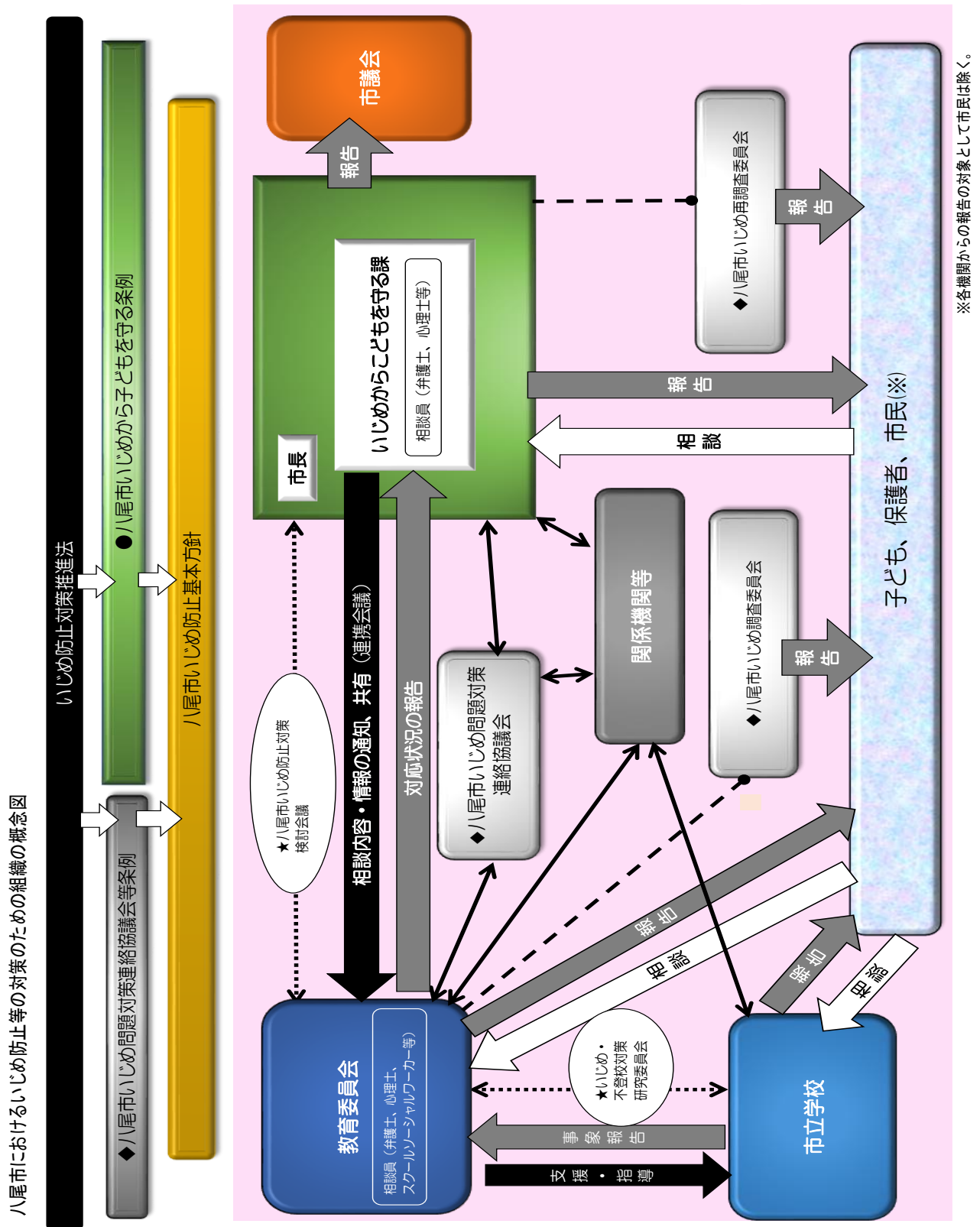
- ・教育委員会は、調査結果について市長に報告する。

(5) 市長による再調査について

- ・教育委員会から重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 30 条第 2 項により、八尾市いじめ調査委員会による調査の結果について再調査を行うことができる。
- ・市長が再調査を行う場合は、市長部局内に設置された附属機関「八尾市いじめ再調査委員会」が行う。(八尾市いじめ問題対策連絡協議会条例第 11 条)
- ・市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該再調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、人的体制の強化、市長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉等の観点からの対応など必要な措置を講ずる。
- ・再調査を行ったとき、市長は、法第 30 条第 3 項に基づき、その結果を市議会に報告する。報告内容については、個々の事案に応じて判断する必要があり、特に、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

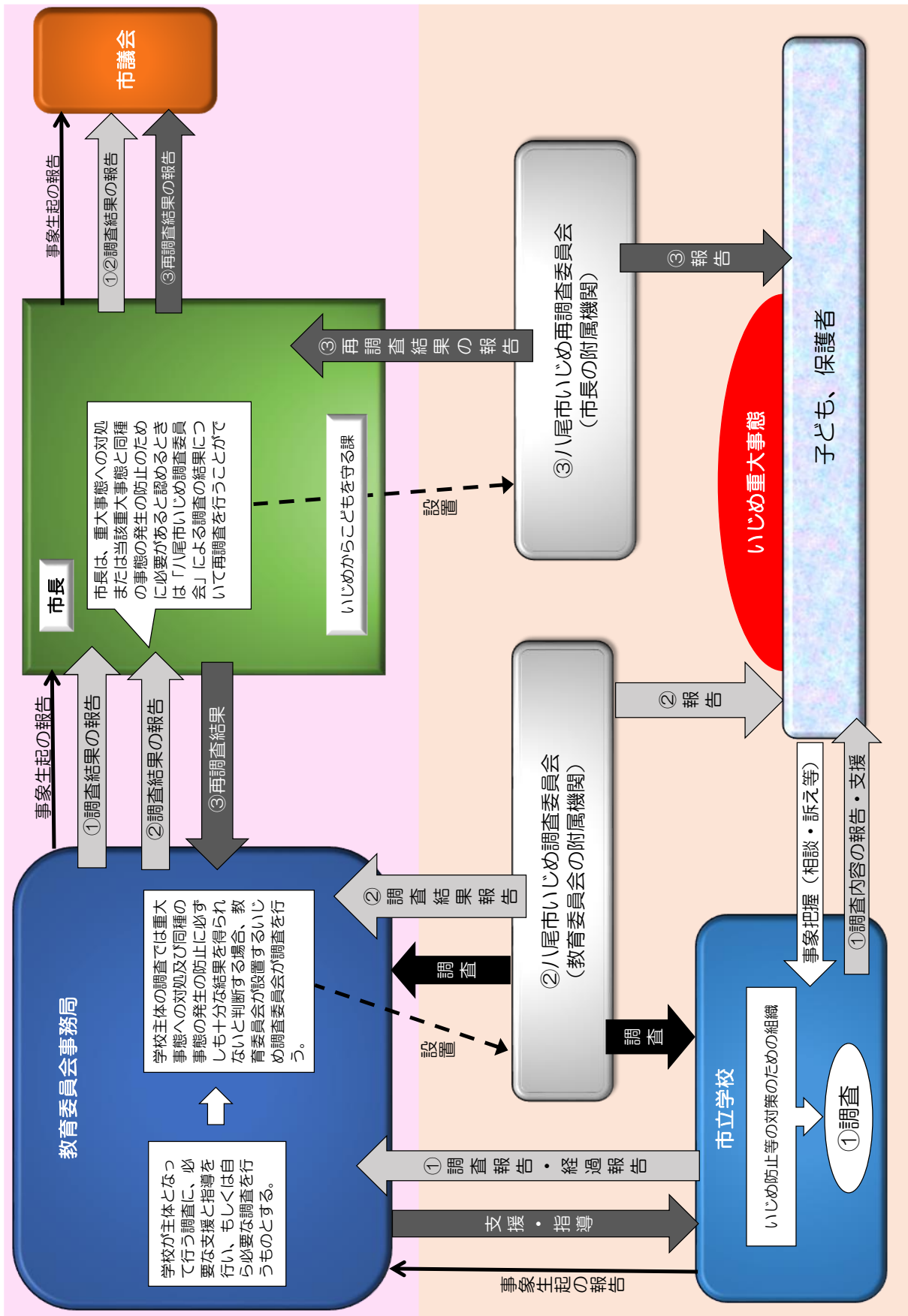
IV 八尾市のいじめ防止対策を推進するための組織の概念図

1 八尾市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための組織の概念図

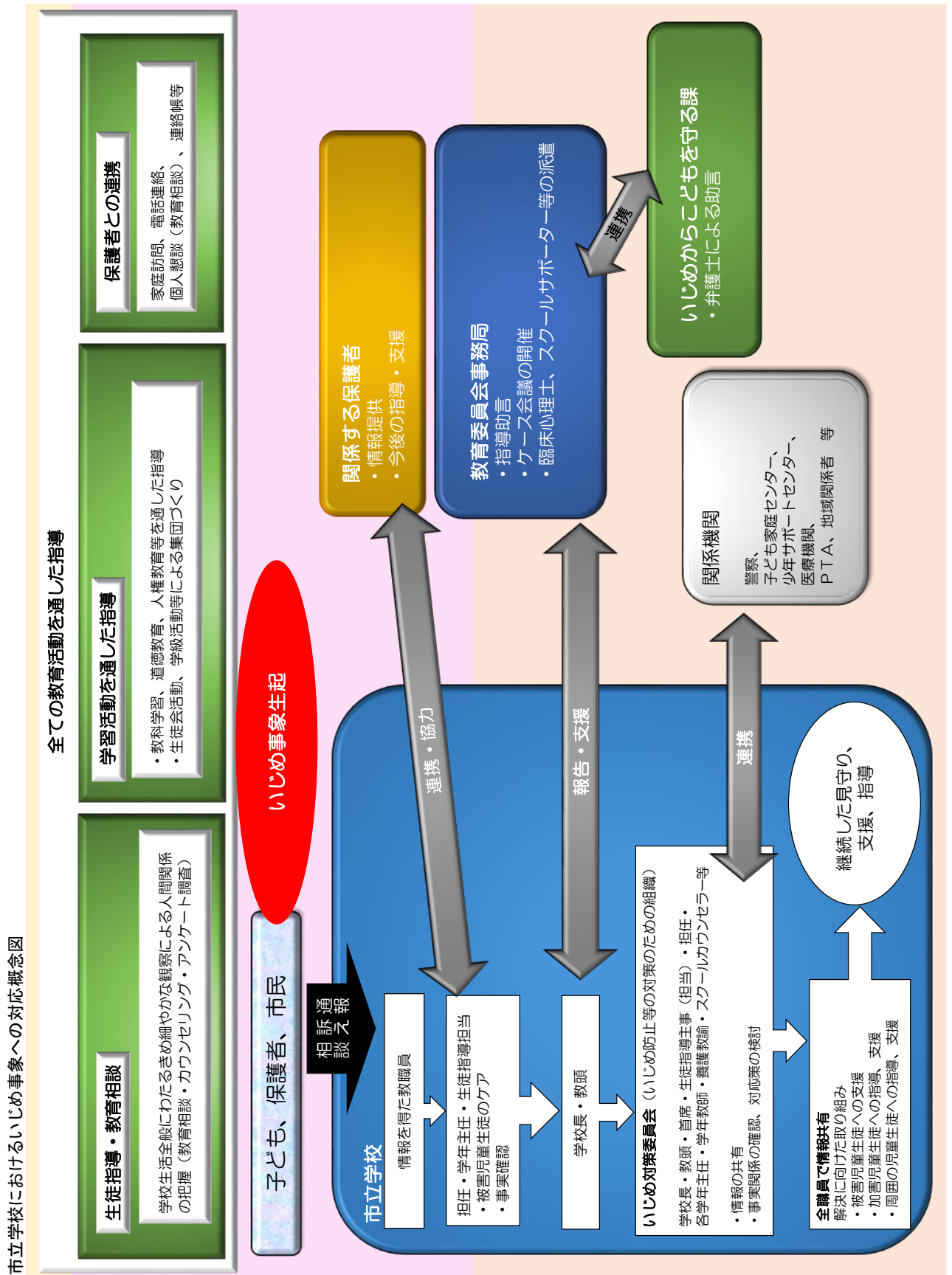


2 重大事態が生じた場合の対応概念図

重大事態が生じた場合の対応概念図



3 市立学校におけるいじめ事象への対応概念図



■八尾市いじめ防止基本方針

令和3年（2021年）3月発行

発行者 八尾市 いじめから子どもを守る課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

TEL：072-924-4008 FAX：072-924-4010

電子メール ijime-mamoru@city.yao.osaka.jp

刊行物番号 R2-201

参 考 资 料

目 次

参考資料 I	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）	1
参考資料 II	八尾市いじめから子どもを守る条例（令和 2 年八尾市条例第 38 号）	8
参考資料 III	八尾市教育委員会から市立学校に対する指示事項	10
	1. いじめ問題への対応	10
	2. 自殺を企図する児童・生徒への対応	13
	3. メール・インターネット上での人権侵害事象への対応	14
参考資料 IV	いじめのない環境づくりアンケート実施結果及び分析	18
参考資料 V	八尾市いじめ防止基本方針検討過程	27
参考資料 VI	八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱第 6 条に基づいた関係者	27
参考資料 VII	八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱	28

参考資料Ⅰ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

改正 令和元年5月24日法律第11号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その

他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連

携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法

第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百一十一条第一項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発

生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

参考資料Ⅱ 八尾市いじめから子どもを守る条例（令和2年八尾市条例第38号）

全ての子どもは、その一人ひとりがかげがえのない存在であり、未来を担う大切な宝です。いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そして、いじめは、いつでもいかなる子どもにも起こりうるものであるため、将来にわたっていじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組を確実に推進し、当事者への情報提供に努める必要があります。

八尾市は、子どもの命を最優先に、子どもの権利を尊重し、市民とともに、いじめから全ての子どもを守り、全ての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの最善の利益のため、いじめの防止等（子どものいじめの防止、早期発見、対処及び解決をいう。以下同じ。）の基本理念を定め、市及び市長の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等の施策の基本となる事項を定めることにより、全ての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） いじめ 子どもに対し、当該子どもが在籍する学校等に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- （2） 子ども 18歳に満たない者その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者をいう。
- （3） 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設をいう。
- （4） 市立学校 学校等のうち、八尾市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年八尾市条例第40号）に規定する小学校及び中学校並びに八尾市立義務教育学校設置条例（平成30年八尾市条例第36号）に規定する義務教育学校をいう。
- （5） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- （6） 市民 八尾市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- （7） 関係機関等 いじめの防止等の対応に係る機関及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 市は、いじめが子どもの教育を受ける権利及び心身の健やかな成長を保障される権利を侵害するものであり、決して許される行為ではないとの認識のもと、子どもの利益を最優先に、いじめの防止等の施策を実施しなければならない。

（市及び市長の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な体制を整備し、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

2 市長は、教育委員会、市立学校、保護者、市民及び関係機関等と連携を図り、いじめの防止等に取り組まなければならない。

(市いじめ防止基本方針)

第5条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（次項において「市基本方針」という。）を策定し、定期的に具体的な取組の状況の検証を行い、必要に応じて、その見直しを行わなければならない。

2 市は、市基本方針の策定又は見直しを行ったときは、これを公表しなければならない。

(啓発及び広報)

第6条 市は、地域社会全体でいじめの防止等への取組を推進するため、子ども及び保護者並びに市民に対し、いじめの防止等の啓発及び広報を行うものとする。

(相談体制の整備)

第7条 市長は、学校教育、心理学及び法律等の専門的知識を有する職員を活用して、いじめの防止等の相談体制を整備するとともに、子ども及び保護者並びに市民が安心して相談できる相談窓口を設置し、周知するものとする。

2 市長は、いじめに関する相談を受けたときは、いじめの事実の有無を確認し、教育委員会、市立学校及び関係機関等と協議等を行い、子どもの立場に立って迅速かつ適切な対応をするものとする。

(助言及び相談内容の通知)

第8条 市長は、前条の相談に応じ、相談を行った者に助言等を行うとともに、必要に応じて、学校等及び関係機関等にその相談の内容を通知する。ただし、当該相談を行った者が当該通知を望まないことを明らかにした場合は、子どもの生命、身体又は財産等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときを除き、通知を行わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

(市立学校以外の学校等への協力要請)

第10条 市長は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対して、市のいじめの防止等の施策について協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間における第2条第4号、第4条第2項、第7条第2項及び第10条（見出しを含む。）の規定の適用については、これらの規定中「市立学校」とあるのは「市立学校園」と、第2条第4号中「学校等のうち」とあるのは「学校等のうち、八尾市立幼稚園設置条例（昭和40年八尾市条例第10号）に規定する幼稚園」とする。

参考資料Ⅲ 八尾市教育委員会から市立学校に対する指示事項

年度当初の校長会や生徒指導担当者の研修会等において、「いじめ問題への対応」や「自殺を企図する児童・生徒への対応」、「メール・インターネット上での人権侵害事象への対応」等について、周知徹底を図っている。

児童・生徒に関する危機事象への対応

1. いじめ問題への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

いじめとは、「学校の内外を問わず、児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、又は物理的な影響を与える行為を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」ととらえて、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた子どもの立場に立って行う必要がある。

そして、大切な視点として「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分に認識し、組織的に対応することが重要である。

各学校においては、以下の点に留意して取り組むことが求められる。

- ・各学校は、学校いじめ防止基本方針に基づいて対応する。
- ・日頃の学校生活の中で、児童・生徒が発する小さなサインを敏感に察知し、常に早期発見、早期対応に努める。
- ・いじめに関するアンケート調査や教育相談については、毎年度、学期を単位として定期的実施するだけでなく、小さなサインを察知した際には必要に応じて実施するなど、いじめの早期発見、早期対応に積極的に活用すること。
- ・「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと対応すること。
- ・日頃から児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、自己の存在感や価値観などを確立できるようにきめ細かな指導に努める。
- ・児童・生徒の自主的・自発的な体験活動等を充実させ、お互いを認め合い尊重し合える学級や学校づくりを推進する。
- ・人権やいじめの問題について、学級活動や児童会・生徒会活動等を通して活発に取り組み、児童・生徒自身が解決できる力を養う。
- ・校内いじめ対策委員会にいじめに関する専門的知識や経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の参画を得て、様々な視点から児童・生徒の見立てを行うことで、未然防止、早期発見、早期対応につなげる。

(2) 緊急対応のポイント（例）

いじめられている児童・生徒の保護者からの訴え

保護者からの訴えを聞いた教職員（担任）の対応

- ・当該児童・生徒の話の十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感

- 的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。その際、児童・生徒の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。
- ・決して一人で抱え込むことなく、学校長、副校長、教頭、学年主任、生徒指導担当等に報告・連絡・相談し、組織として対応する。各学校においては「いじめ防止等の対策のための組織（学校いじめ防止基本方針に基づき設置）」で対応する。

学校長の対応（各学校においては「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応）

- ・学校内緊急体制の構築
（各学校においては「いじめ防止等の対策のための組織」による対応）
 - ・具体的な対応方針を全教職員に示す。
 - ・指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
 - ・事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。
- ・教育委員会への報告・支援要請
 - ・把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議・連携を行う。また、児童・生徒の状況により大阪府教育委員会に対して「子ども支援チーム」の派遣等の支援を要請する。
- ・関係機関等外部専門家との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめについて専門的な知識と経験を有する外部専門家からの助言も積極的に得ながら児童・生徒や保護者に寄り添った対応を行う。
 - ・児童・生徒の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生じた場合、子ども家庭センター（児童相談所）、警察等の関係機関との連携を図る。
- ・保護者への対応
 - ・初期対応では、被害・加害の児童・生徒の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応が必要である。
- ・報道機関への対応
 - ・事象によっては、報道機関への対応が必要である。

（3）具体的な対応

①いじめを受けている児童・生徒への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童・生徒に責任を転嫁する指導は、当該の児童・生徒の内面をさらに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長することになる。教職員は、児童・生徒の痛みを寄り添う姿勢で接する。
- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童・生徒を見守り、児童・生徒の心の痛みを寄り添う姿勢で接する。

②加害の児童・生徒への対応

- ・いじめを受けた児童・生徒や周囲の児童・生徒から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・いじめを受けた児童・生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた児童・生徒の気持ちに共感しながら、加害の児童・生徒の行動の変容につなげる。

- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童・生徒に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童・生徒の訴えの事実に即して事実確認をするとともに、対応策を考える。

③「観衆」や「傍観者」になっている児童・生徒への対応

- ・はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・これらの児童・生徒へも「いじめは、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。

④保護者への対応

ア) 被害の児童・生徒の保護者への対応

- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応することも大切である。
- ・事実確認はできるだけ迅速に行うことが重要である。それが、児童・生徒や保護者の訴えに誠実に対応する学校の姿勢を示すことにつながる。
- ・今後の対応については、被害の児童・生徒に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示すことが重要である。

イ) 加害の児童・生徒の保護者への対応

- ・加害の児童・生徒を指導するという観点だけでなく、児童・生徒の理解を根拠とした支援の視点での対応をする。
- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童・生徒の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

⑤情報提供

- ・いじめの迅速な解決のためには、学校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童・生徒を支える体制をつくることが大切である。

(4) 重大事態への対応

重大事態と考えられる事案が生じた場合、直ちに教育委員会へ報告し、その指示のもと適切な連携・対応にあたる。

2. 自殺を企図する児童・生徒への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

- ・学級担任は、児童・生徒の家庭や学校生活の実態を把握し、日頃から児童・生徒理解に努め、受容的な人間関係をつくる。
- ・全ての教職員は、一人ひとりの児童・生徒が自尊感情を持てるよう、きめ細かな指導に努める。
- ・児童・生徒一人ひとりが、「学級が楽しい」「授業が分かる」など充実した学校生活を創造できるように努める。
- ・学級担任は、学級の連帯感を高めるための仲間づくりや集団活動に取り組む。
- ・児童・生徒が死にたいと訴えたり、自分の身体を傷つけていたり、身体を傷つけようとするのが分かった場合は、教職員自身が不安になったり、容易に励ましたり、叱ったりすることなく、しっかりと相手の気持ちを傾聴し、受け止めること。
- ・児童・生徒の自殺願望を把握した場合は、必ず保護者に説明すること。その際、当該児童・生徒が「言わないで」などと訴えてくることがあるが、当該児童・生徒がいるところで、保護者に、過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに子どもの心のうちを理解してほしいと伝えるなど、当該児童・生徒が安心できるように配慮をしながら説明すること。
- ・対応については、教職員がひとりで抱えることなく組織として対応すること。
- ・医療機関などの関係機関につなぐこと。
- ・自殺予防については、児童・生徒に対して「ひどく落ち込んだときには誰かに相談する」「友だちに死にたいと打ち明けられたら、信頼できる大人に相談する」ことを伝えたり、「自殺予防のための関係機関について周知しておく」等の取組みを実施すること。

(2) 緊急対応のポイント（例）

放課後、職員室へ匿名の電話があり、女子児童のようである。「クラス全員から無視され、話をする友だちもいない。学校がいやになった。自殺したい。」と言う。対応した教員は、驚き、何度も名前を尋ねたが答えようとしな。学年やクラスなどを尋ねても話そうとしなかった。教員が焦れば焦るほど相手は黙ってしまい、そのうち電話を切ってしまった。

電話を受けた教員の対応

- ・「自殺したい」と言われてもうろたえず、しっかり相手の気持ちを受け止める。
- ・時間をかけて辛抱強く聴き、児童に関する情報をできるだけ多く聴き取る。
- ・相手が沈黙したら、こちらはあせらず沈黙で応じる。
- ・相手を支える関係づくりに努め、次回の電話を約束させる等つながりを切らないようにする。
- ・電話中にメモにより、他の教員に知らせる。

校長の対応

- ・全校児童の所在を確認する。
- ・校長は緊急に対応策を協議する。
- ・情報を管理する窓口集中させ、時系列に整理しまとめる。（事実確認）

- ・保護者に説明する。
- ・教育委員会学校教育推進課*に連絡し、対応を協議する。また、関係機関との連携を図る。 *令和3年4月1日から
- ・報道機関への対応については、窓口を一本化し管理職があたる。

緊急の職員会議

- ・指揮系統を一本化し、組織的に対応する。
- ・対応チームを編成する。
- ・状況及び対応方針を説明する。

(3) 具体的な対応

①全児童・生徒の所在確認

- ・家庭訪問が最良であるが、やむを得ない場合は電話で確認する。
- ・児童・生徒の声や調子（表情・態度）等に十分注意し、児童・生徒の変化をつかむ。

②情報交換並びに対応策の検討

ア) 自殺予告の電話をした児童・生徒が特定できたとき

- ・担任及びその児童・生徒と関わりの深い教職員が中心となり、家庭訪問等を行い児童・生徒の思いをしっかりと受け止める。
- ・保護者に状況を説明し、児童・生徒の安全への配慮を依頼する。
- ・自殺の危険が高いと判断できる場合は、専門的な医療機関などに相談する。

イ) 自殺予告の電話をしてきた児童・生徒が特定できないとき

- ・自殺予告電話をしてきた児童・生徒の援助を図る観点から、予告児童・生徒の特定や推定作業を行う。
- ・日常の行動観察や日頃から配慮を要する児童・生徒を選び出し、個別指導を行う。
- ・全校集会での校長講話、児童会・生徒会での緊急アピール、学校・学級通信での訴え、学級活動や道徳の時間での指導、緊急保護者会の開催など、状況に応じて適切に対応する。

3. メール・インターネット上での人権侵害事象への対応

メールやインターネット上での誹謗中傷、いじめ事象、差別的内容を含む書き込みが増加し、また、児童・生徒の健全な成長に有害な情報も氾濫している。陰湿な「ネットいじめ」や明らかな人権侵害に苦しむ児童・生徒がいる一方で、悪質な犯罪に巻き込まれるケースもある。また、児童・生徒が加害者になってしまう場合もある。

これらの事例が発生した場合の対応は、基本的には差別事象発生時の対応や生徒指導事象の対応と同様であるが、発信者に匿名性が高く、また瞬時に不特定多数の人たちが目にすること等を考慮し、慎重かつ迅速に対応する必要がある。

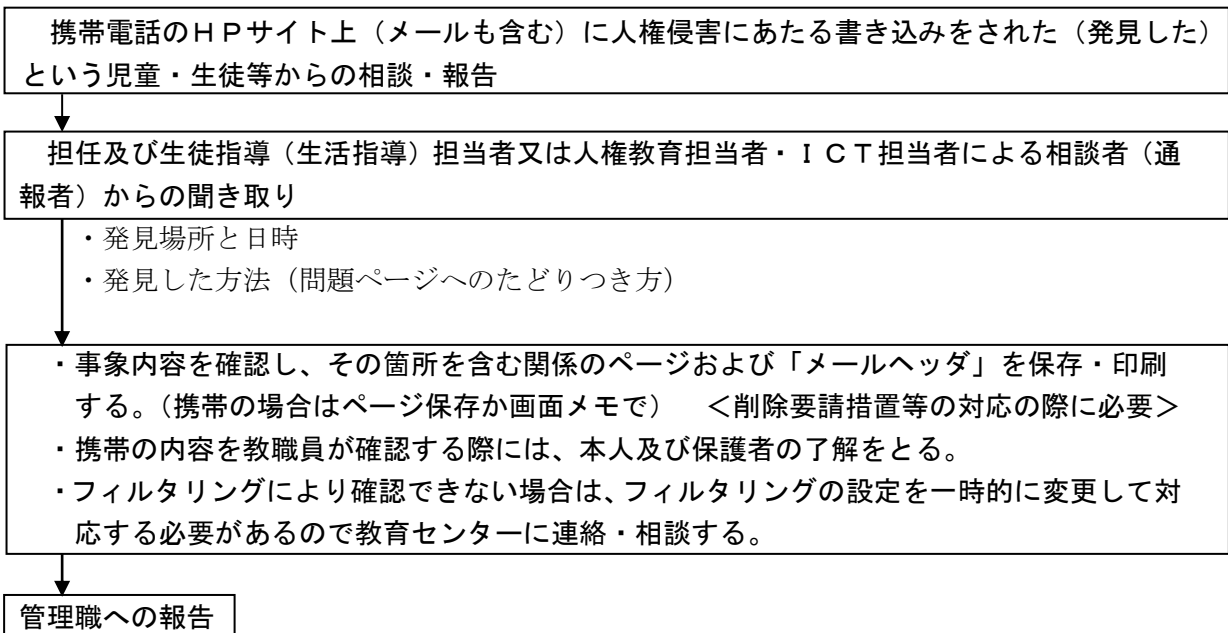
(1) 日頃から留意すべき事項

- ・「携帯・インターネット 安全・安心マニュアル」(H20 八尾市教育委員会) や「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(H27 年大阪府教育委員会)「インターネットトラブル事例集」(毎年度更新 総務省)を活用するなど、携帯やインターネットの使用に伴う危険性やその回避の方法等についての共通認識を教職員が共有しておくこと。
- ・情報教育年間計画の中に情報モラルとともに発達段階に応じて携帯電話・スマートフォン

等によるインターネットの使用に伴う危険性やその回避のためのスキル学習についても位置づけて指導しておくこと。

- ・保護者との間で携帯電話・スマートフォン等のインターネットの使用に伴う危険性について共通認識が持てるよう小・中の連携で情報発信をするとともに、児童・生徒を守る観点から携帯電話・スマートフォン等のインターネット環境を与える際のフィルタリングの活用等、家庭・校区のルールづくりを図ること。
- ・人権学習はもとより、あらゆる教育活動を通して人権意識の向上を図り、互いを認め合い尊重し合える集団づくりを推進すること。
- ・児童・生徒、保護者が、事象の発生時に速やかに報告・相談できるような学校及び教職員との信頼関係の構築に努めること。

(2) 緊急対応のポイント (例)



校長の対応

- ・対応会議（人権教育推進委員会、生徒指導委員会等）の開催。
<対応は、書き込みの内容や被害児童・生徒、保護者の意向でかなり変わる>
 - ・書き込みの内容、派生するほかの影響や加害者などについて調査・分析。
 - ・問題ページの削除に備え、削除方法等についての確認。
 - ・個人に対する名誉毀損やプライバシーの侵害にあたる場合、被害者の申立てによりサイト管理者等に開示請求を行うことができる。その際は「削除要請」ではなく「書き込み記録の保全」を要求する必要がある。
 - ・教育委員会（人権教育課又は学校教育推進課*）への報告。 *令和3年4月1日から
 - ・被害・加害が他校にも及ぶ場合は、校長間で必要な情報を共有しあう。
 - ・対応についての時系列での記録。
 - ・必要に応じて、法務局・警察等への相談。

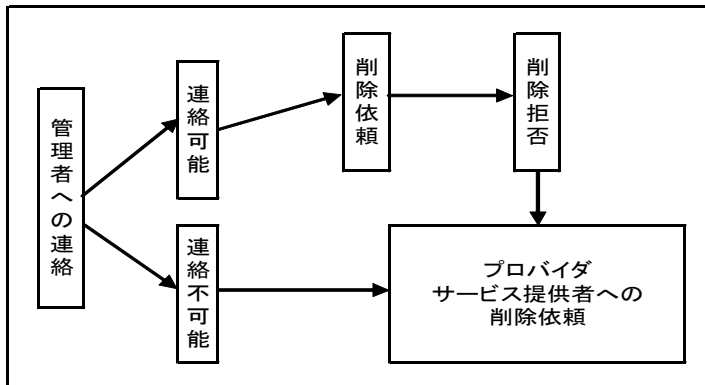
(ケースにより)

- ・精神的ケアなど被害児童・生徒への丁寧な対応。
- ・被害児童・生徒の保護者への連絡。
- ・書き込み箇所の削除等について本人、保護者の意向の確認と削除措置。

組織的な対応

- ・職員会議の開催
 - ・全教職員への状況報告と対応方針の提示。
 - ・役割分担や指導上の留意事項についての共通認識を図る。
 - ・事象が、どの程度他の児童・生徒に広がっているかの確認とその対応。
 - ・加害の児童・生徒が特定された場合は、聞き取りにより事実関係の確認や保護者への連絡、行為の原因となる心的・物理的な背景の理解と指導を行う。
 - ・児童・生徒全体に問題事象に対する学校としての姿勢を示すとともに注意を喚起する等の指導を行う。
 - ・情報モラル教育の計画を見直し、必要な指導を行う。
 - ・被害・加害を含む児童・生徒の人間関係や生活態度の見守りと指導方針の確立。
 - ・場合により、保護者・地域・関係機関への報告や協力依頼にもとづき連携を行う。

参 考 (問題ページ削除の基本的な流れ)



対 応 フ ロ ー ム

※ 携帯電話上の掲示板等への書き込みの時も対応手順は同様。(確認と削除要請も携帯電話から行うことになるが、パソコンからでもそのページを確認・削除要請することができる場合があります)

児童・生徒・教員等
から書込発見の連絡

対応① 担任及び人権教育担当者又は生徒指導担当者による
発見者(通報者)からの聞き取り
・発見日時と場所 ・発見した方法
(問題のページに、どう操作すれば発見できるか等)

対応② 問題事例を確認し、その箇所を必ず印刷・保存する。
・聞き取りした方法で問題の箇所を特定後、入り口ページから問題箇所のページまで、すべて印刷して保存する。
(携帯電話の場合はページを登録又は画面保存)
・メールヘッダ(送信元を特定するために必要なもの)も必ず印刷・保存する。
※表示されないようになっている場合があるので、その時はメニューから「ヘッダを見る」を選び、表示する。(「Date」「to」「from」「Subject」等が記載されている。)

※フィルタリング(閲覧制限)の関係等で学校のパソコンから問題のサイトへアクセス(閲覧)、確認できない場合は、教育センターに対応について相談・協議を行うこと。

対応③
人権教育推進委員会、生徒指導委員会、
運営委員会等で対応協議

ポイント!
問題の箇所を再現する必要がある。
聞き取り・確認作業は、校長が指示し、
学校が組織的に協力して対応すること。

対応④ 協議を受けて、問題の書き込み内容によって、
調査・分析と具体的な対応(指導)を開始する。
◇調査・分析
・児童・生徒への中傷か、学校への中傷か
・書き込んだ者は特定が可能かどうか
・書き込みの内容がどの程度他の児童・生徒等に広がっているか
・書き込みに関連して問題事象(行動)が発生しているか、また今後発生する可能性はあるか
◇対応(指導)
・被害児童・生徒がいる場合は状況に配慮しつつ、十分なケアを最優先に、個別指導及び保護者への連絡・連携を図る。
・児童・生徒全体に学校としての受け止め・姿勢を明確に示す。(差別や中傷は絶対に許さない)

対応⑤ 校長が教育委員会人権教育課又は学校教育推進課*へ連絡する。また、以下のことを速やかに実施する。
*令和3年4月1日から
・必要に応じて、法務局・警察等に相談(校長・担当等)
・問題ページの削除に備え、削除方法についての確認(担当等)

※「携帯・インターネット安全安心マニュアル」
Ⅱ 削除要請について
Ⅲ 削除要請の例 参照(P.20)

参考資料Ⅳ いじめのない環境づくりアンケート実施結果及び分析

八尾市いじめ防止基本方針改正にあたり、八尾市立小・中・義務教育学校の児童会・生徒会の役員へのアンケート調査を実施した。その結果と分析は以下のとおりある。

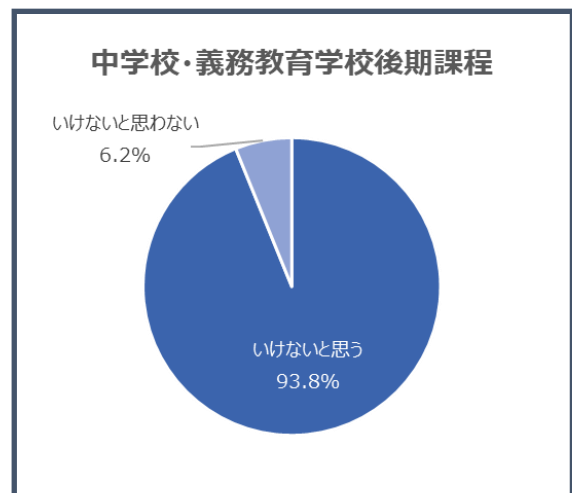
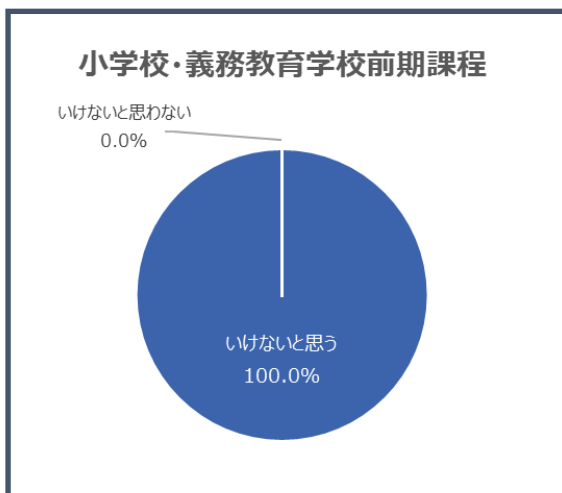
①令和2年10・11月実施

②回答数 小学校・義務教育学校前期課程 217名

中学校・義務教育学校後期課程 130名 計347名

1. あなたは、いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか？

小学校・義務教育学校前期課程では、すべての児童が「いけないと思う」と回答した。中学校・義務教育学校後期課程では、「いけないと思う」と回答した生徒が93.8%、「いけないと思わない」と回答した生徒は6.2%であった。



■ 「いけないと思う」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・暴力や暴言は人を傷つけてしまうから、何がなんでもだめだと思う。
- ・いじめられた人は心も傷つくし、学校に行きたくなくなるし、命を落とすかもしれないから。
- ・どんな事があっても、人の人権と命を守らないといけないから。
- ・いじめは簡単に人の心を傷つけるので、人の心を傷つけるような行為はぜったいしてはいけないから。
- ・いじめられたら、誰かと会うのも怖くなるし、相談することも怖くてできなくなって、生きていくのがいやになったりするから。
- ・いじめられた人が傷つくし、いじめると、見て見ぬふりをする人が増えるかもしれないし、今後はいじめていた人がいじめられるかもしれないから。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・いじめている人は遊び心としても、いじめられている人はとても辛いから。
- ・現にいじめのせいで死んでしまった人や、学校に来なくなった人もいるから。
- ・いじめられている人は傷ついて学校に来れなくなったり、誰にも言えなかったら、ずっと一人で苦しんで、一生傷つくと思うから。
- ・人はみんな人権があって楽しく幸せに生きようとしているのに、いじめが起こることは本当に恐ろしいし、絶対にあってはいけないことだと思うから。

■ 「いけないと思わない」回答理由（一部抜粋）

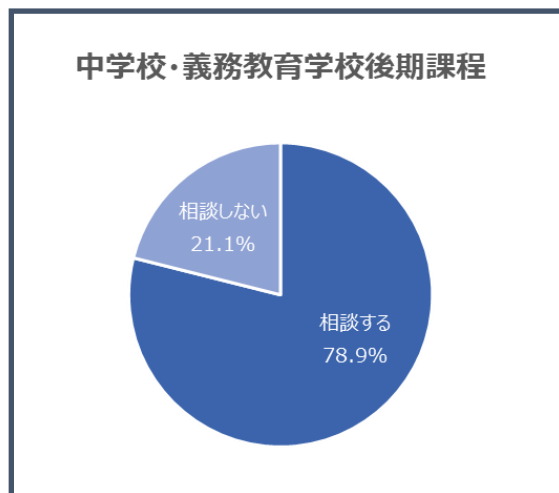
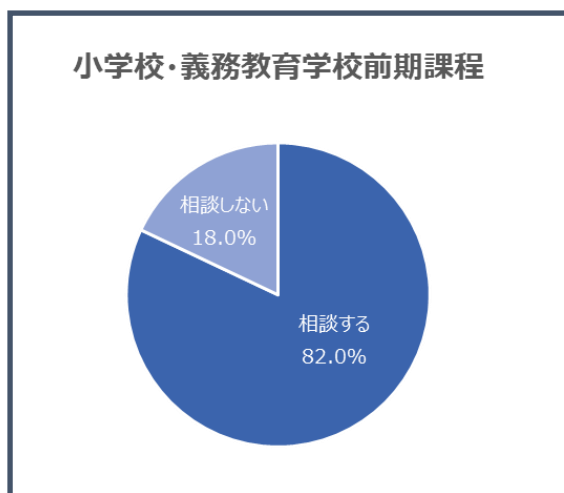
【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・いじめられている人が先に悪いことをしていたら、いじている側もやり返しとかでいじめが起きるかもしれないから。
- ・基本的にはしてはいけないけど、自己防衛のためののであれば、少しだけならしてもいいと思うから。
- ・いじめをする側にも理由があるだろうし、受ける側にもなにかあるなら、一概にいじめが悪いと言い切れないから。

小学校・義務教育学校前期課程では、「いけないと思わない」と回答する児童はなかったが、中学校・義務教育学校後期課程では6.2%の生徒が「いけないと思わない」と回答していたことから、引き続き小学校・義務教育学校前期課程低学年から発達段階に応じたいじめを未然に防止する教育等の取組みを通じて、自他の人権を尊重する態度を育成することが重要である。

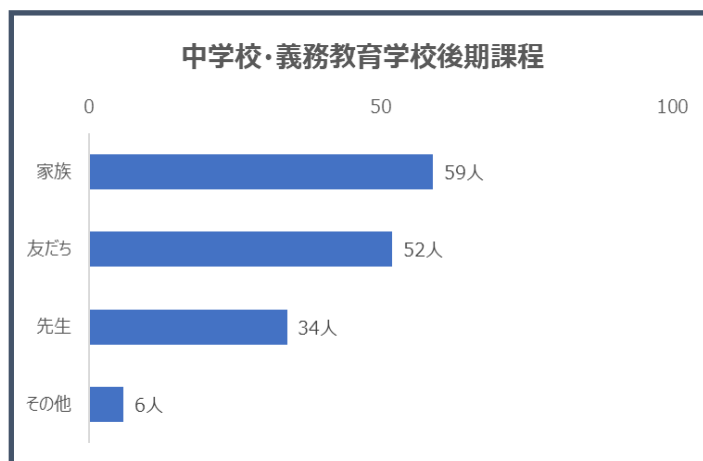
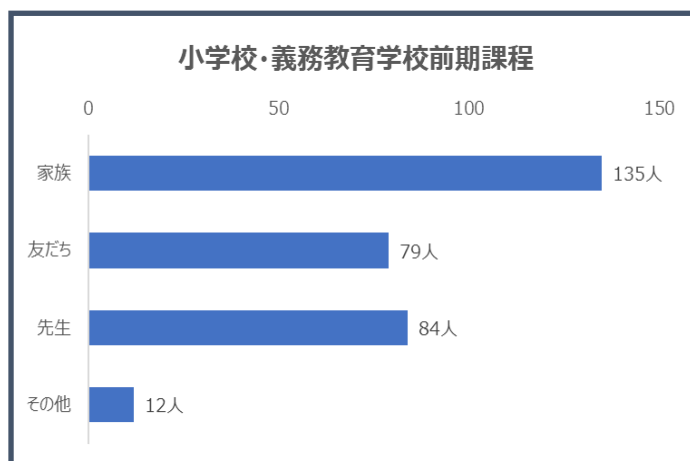
2. あなたは、いじめられた場合、誰かに相談しますか？

小学校・義務教育学校前期課程では「相談する」と回答した児童は、82.0%（178名）、「相談しない」と回答した児童は、18.0%（39名）であった。中学校・義務教育学校後期課程では「相談する」と回答した生徒は、78.9%（101名）、「相談しない」と回答した生徒は、21.1%（27名）であった。相談しないと回答した児童生徒が、それぞれ20%程度になっていることから、学校や保護者等の児童生徒の近くにいる大人は、児童生徒の様子を注意深く見守り、少しの変化も見逃さないようにすることが必要である。



次に、「相談する」と回答した児童生徒が記載した相談相手は、小学校・義務教育学校前期課程では、家族と回答した児童が最も多く（135名）、次いで先生（84名）、友だち（79名）となっている。また、中学校・義務教育学校後期課程でも、家族と回答した生徒が最も多く（59名）、次いで友だち（52名）、先生（34名）となっている。中学校・義務教育学校後期課程では、先生に相談すると回答した生徒が小学校・義務教育学校前期課程より減少し、友だちと回答した生徒が多くなっているのがわかる。これは、児童生徒の発達段階により行動範囲や人間関係が広がることで、相談相手として教職員よりも友だちを選択する生徒が増加したと考えられる。

また、「相談機関」と回答したのは、小学校・義務教育学校前期課程で4名おり、主な理由としては「知らない人の方が相談しやすい」「いろいろなところに相談した方がいいと思う」といったものがあげられる。



■ 「相談する」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・自分がイヤな気持ちになってまで、一人がかかえこむのはよくないから。
- ・クラスの問題なので、先生に話して学級で取り上げてもらいたいから。
- ・自分がずっといやな気持ちのまま毎日を過ごすより、誰かに相談してスッキリしたまま毎日を過ごす方がいいと思うから。
- ・いちばん自分のことを知っている人は家族や担任の先生だと思ったから。
- ・いじめを自分にだけでなく、他の子にもするかもしれないから。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・家族が一番たよれるし、自分のことを一番わかっているから。
- ・担任は、一番身近で、信用できるから。
- ・相談しなかったら、ずっといじめられると思うから。
- ・家族だと、言うのがはずかしいけれど、友達なら気軽に話せるから。
- ・相談してみたら、自分の悪かった所などを知ることができるし、ためこみすぎると辛いから。

■「相談しない」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・もしその相談した人がいじめを受けたら、自分のせいになるし、その人に迷惑をかけたくないから。
- ・親に言うと、心配をかけるし、友だちに言うと、大げさになって、いじめが激しくなるような気がするから。
- ・相談したことがばれると、さらにいじめられるかもしれないから。

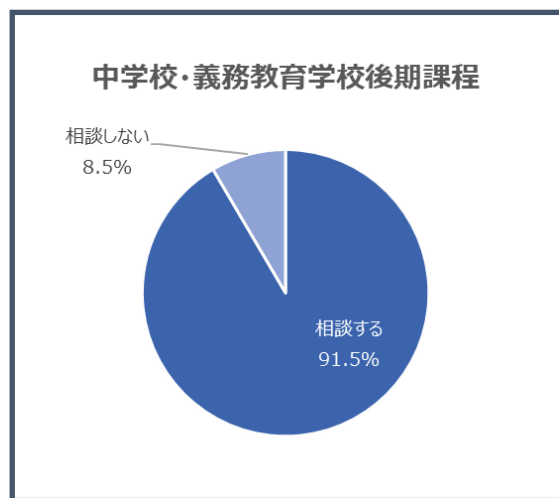
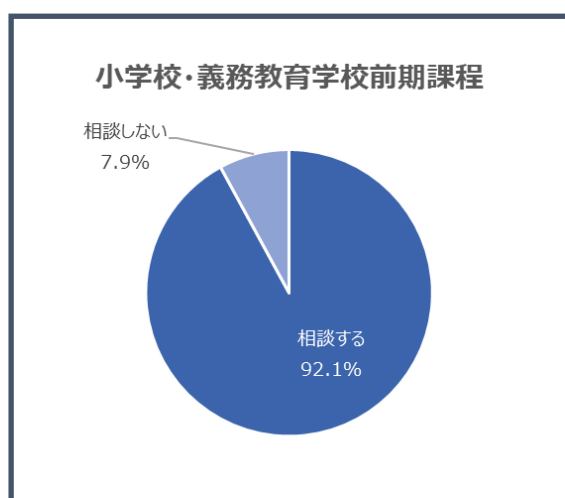
【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・相談したら、いじめがよりひどくなるかもしれないと思うから。
- ・誰に言えば良いか分からないから。
- ・人に心配をかけたり、巻き込んだりしたくないから。
- ・誰かに相談したことによって広がってしまうかもしれないから、自分で解決する。

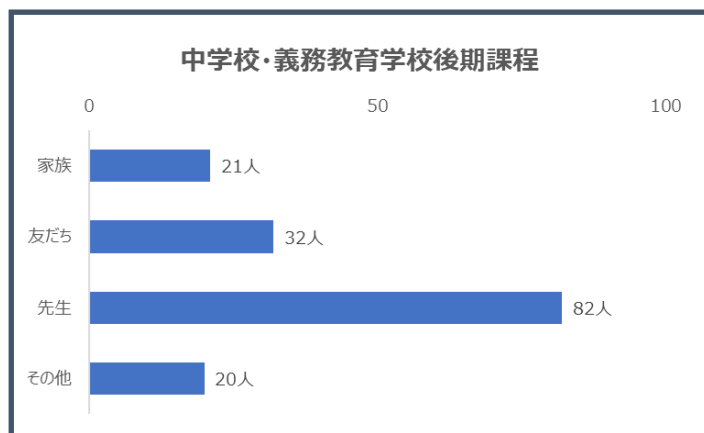
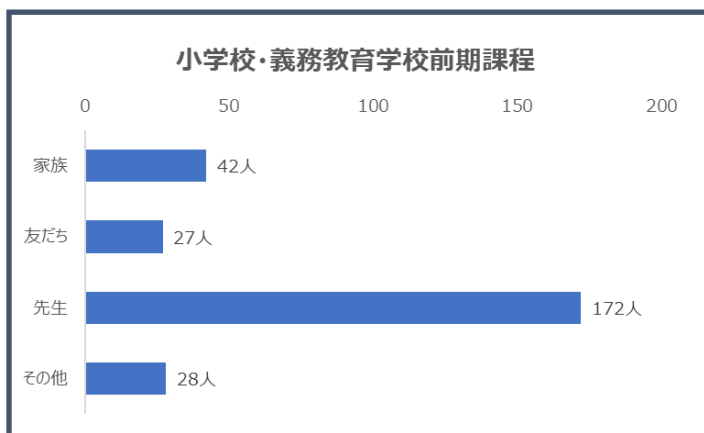
自分がいじめられた場合、誰に相談するかは、相談する相手への信頼関係によって変化すると思われる。一方、相談しない理由には、いじめが「エスカレートする」ことを恐れたり、「心配をかけたくない」、あるいは友だちの場合、いじめに「巻き込んでしまう」かもしれないといった理由があると推察される。いじめを未然に防止する観点においても、学級、学校内での円滑な人間関係を築くこと、また、教職員が児童生徒の様子や人間関係を敏感に察知し、対応することが課題であると思われる。

3. あなたは、いじめを発見した場合、誰かに相談しますか？

小学校・義務教育学校前期課程では「相談する」と回答した児童は、92.1%（197名）、「相談しない」と回答した児童は、7.9%（17名）であった。中学校・義務教育学校後期課程では「相談する」と回答した生徒は、91.5%（119名）、「相談しない」と回答した生徒は、8.5%（11名）であった。



次に、「相談する」と回答した児童生徒が記載した相談相手は、小学校・義務教育学校前期課程では、先生と回答した児童が最も多く（172名）、次いで家族（42名）、友だち（27名）となっている。また、中学校・義務教育学校後期課程でも、先生と回答した生徒が最も多く（82名）、次いで友だち（32名）、家族（21名）となっている。



■ 「相談する」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・ いじめられている人が苦しんでいるのに、見て見ぬふりはできないから。それに、知っていたのに言わず、その子が自殺したり、学校に来なかったら実際にいじめていなくても同じくらいダメだと思うから。
- ・ いじめをされた人はきっと一人で不安な思いをかかえているから、自分ができることがあれば、助けてあげたいし、先生ならふだん周りを見てくれていて分かってくれると思うから。
- ・ 見て見ぬふりをしたら、自分もいじめている側になるし、自分からだったら、助けを求められないと思うから。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・ 自分だけでは解決するのは難しいから。
- ・ いじめられたら嫌なのは、みんな同じだから、知っていて無視するなんてできないから。
- ・ クラスや学校の雰囲気が悪いのが嫌だから。自殺などにつながる可能性があるから。
- ・ 先生に言ったのがばれたら、自分もされるかもしれないけど、一人の人が苦しんでいるのに、ほっておくのはいけないことだと思うから。

■ 「相談しない」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・ 誰かに相談すると、その人までいじめられるかもしれないから、自分で考えていじめをしている人に言う。
- ・ 逆に相談したら、いじめが激しくなると思うから。
- ・ 関わると誤解を生むかもしれないから。
- ・ 相談したいと思うが、いざとなったら、次は自分がいじめられるのではないかと考えて、相談できないと思うから。

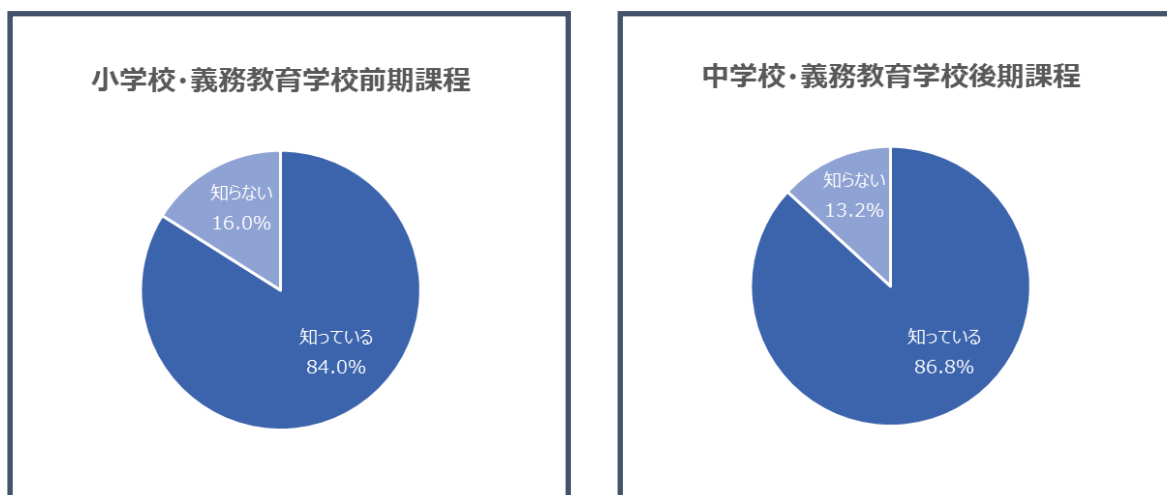
【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・相談している間にエスカレートしてしまう場合があり、早めに止めておく必要があるから、自分で止める。
- ・誰かに言うと悪化させるかもしれないから。
- ・自分もいじめられるかもしれないし、言わないといけないと思っても、たぶん言えないと思う。
- ・誰かに相談するのではなく、直接いじめている人やいじめられている人に声をかけるから。

小・中・義務教育学校ともに、いじめを発見した場合に誰かに相談すると回答した児童生徒は、自分がいじめられた場合に誰かに相談すると回答した児童生徒よりも多い傾向があった。自分事となると積極的に誰かに相談し解決に向けて動くことをためらっている可能性があり、いじめは誰に対しても許されないことであり、解決すべき課題であるという意識を共有することが大切であると考えます。

4. あなたは、いじめに関する相談窓口があるのを知っていますか？

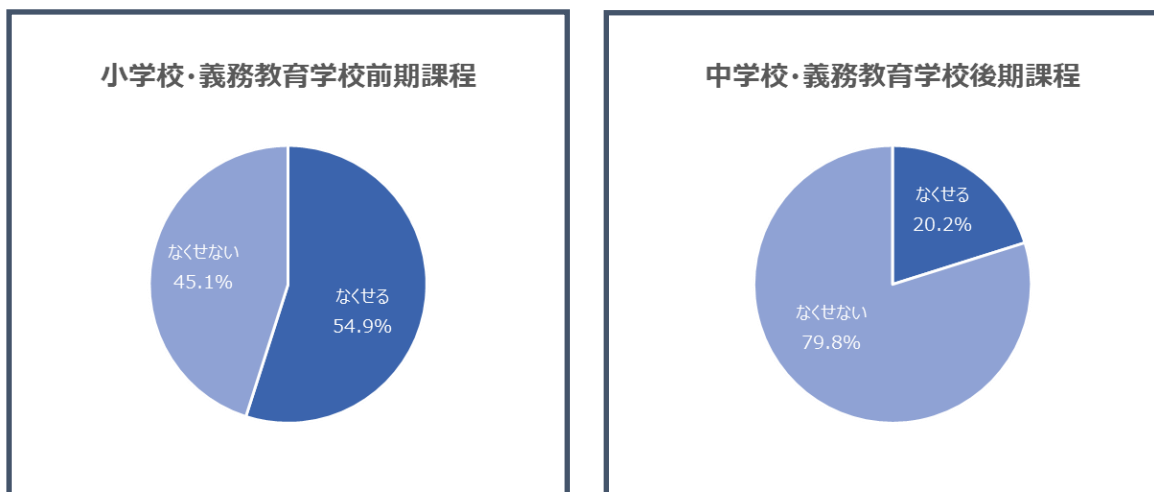
小学校・義務教育学校前期課程では「知っている」と回答した児童は、84.0%（178名）、「知らない」と回答した児童は、16.0%（34名）であった。中学校・義務教育学校後期課程では「知っている」と回答した生徒は、86.8%（112名）、「知らない」と回答した生徒は、13.2%（17名）であった。



いじめの相談窓口については、小・中・義務教育学校ともに、約85%程度の児童生徒が「知っている」と回答している。しかしながら、自分や友だちがいじめ被害に遭った場合に相談すると回答している児童生徒は少ない。本市においても、いじめに関する相談窓口を設け、カード等を配付することで周知しているが、いじめを解決するためのツールの一つとして相談窓口のさらなる周知が必要と考える。

5. あなたは、いじめをなくせると思いますか？

小学校・義務教育学校前期課程では「なくせる」と回答した児童は、54.9%（117名）、「なくせない」と回答した児童は、45.1%（96名）であった。中学校・義務教育学校後期課程では「なくせる」と回答した生徒は、20.2%（26名）、「なくせない」と回答した生徒は、79.8%（103名）であった。



■ 「なくせる」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・みんなが仲良くしたら、いじめなんて起きないから。
- ・みんながいじめは悪いことだとわかってくれたら、できると思うから。
- ・一人ひとりが差別とかいじめとかしないって意識すれば、少しでも変わると思うから。
- ・一人ひとりがいじめについて考え、もしあったとしても、相談したり、周りが止めたりと、小さなことでも気づけば、少しずつでも減らすことができると思うから。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・全部が全部なくせるとは思わないけど、一クラスとか学年としてなら止められると思うから。
- ・知っているのに知らないふりをする人が減って、いじめをしにくい雰囲気をつくることできれば、なくせると思うから。
- ・自分がされていやなことをみんながしなければ、絶対なくなると思うから。
- ・お互いのことを思いやれば、いじめのない世界はつくれると思うから。

■ 「なくせない」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・誰かを恨む人がいるかぎり、いじめは無くならないと思うから。
- ・いじめようとする心を持っている人が、一人でもいると、どんどん広がっていくから。
- ・はじめは冗談でも、それが本当になっていじめにつながるから。
- ・少しはなくせると思うけど、陰でいじめをする人などがいて、見つかりにくいから。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・相手が嫌だと少しでも思ったら、それはいじめだと私は思うから。
- ・いじめは、する人の問題であり、する人が心を変えなければなくなるから。
- ・減らすことはできると思うが、根本的になくすことはできないと思うから。
- ・傍観者が動かなかつたら、止めることは難しいと思うから。
- ・隠れたところでいじめが起きている可能性があるから。
- ・誰もが知らない所（ネットなど）では、いじめが起きていても気づかないケースがほとんどだから。

児童生徒の多くが「いじめはなくすことができない」と回答していることは課題である。なくすことができないと回答した児童生徒の中には、見えないところで起こるいじめは止めることができない、加害、被害ではなく、その周囲にいる傍観者が動かなければ止めることができないと回答するものもあり、教職員や保護者は、潜在化しやすいSNS 上でのいじめの抑止や、いじめが起きにくい学級・学校集団の醸成等に努める必要がある。

6. いじめをなくすためにどんなことができますか？

① 自分ができること（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・いじめられている子の相談にのる。
- ・いじめを見かけたら先生に伝える。
- ・いじめを見かけたら注意して止める。
- ・自分自身を見直す。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・傍観者になるのではなく、いじめを見かけたら先生に相談したり、いじめをしている人に注意する。
- ・いじめられている人をサポートする。
- ・まず自分がいじめる側にならない。いじめが起こるような雰囲気になったらできるだけ止める。
- ・悩んでいる人の相談に乗り、少しでも気持ちが楽になるように積極的に行動する。
- ・いじめを見つけたら、生徒会のみみんなにこのことを伝える。

② 児童会・生徒会ができること（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・いじめ防止のポスターを作ったり、いじめのことについての話し合いをたくさんする。
- ・集会などの機会にいじめをやめようと呼びかける。
- ・いじめを発見したら、児童会で話し合い、どうすればやめてもらえるのか、いじめがなくなるのかなどを全員で意見を出し、解決策を見出す。学校の子全員がいろいろ相談しやすい児童会にする。
- ・キャンペーンなどで「いじめはダメ！」ということを全校児童に伝える。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・いじめ防止を呼びかけるポスターをつくる。いじめがおきていないか、アンケート（先生を対象にしたもの）をする。
- ・いじめられている子が相談しやすいクラスや学校全体の雰囲気をつくっていく。
- ・「いじめをなくそう活動」などのキャンペーンを学校全体で行う。
- ・いじめはおかしい、犯罪であること、ダメなことだとアピールする。
- ・意見相談箱などを設置し、小さなSOSをひろう。
- ・生徒会新聞などで、いじめについて取り上げる。

今回の調査対象であった八尾市立小・中・義務教育学校の児童会・生徒会の児童生徒は、いじめをなくすために、上記のような行動をとると回答していた。今回は児童会・生徒会の役員に限った調査を行ったが、この傾向は、児童会・生徒会役員に限ったものではないと考える。

このため、今後も引き続き児童生徒の「いじめはなくさなければならないものである」という思いに沿った学校教育活動が展開されるよう、いじめや人権教育に関する教職員研修の充実等を通して、本市立学校におけるいじめ防止・対策を支援していきたい。

参考資料V 八尾市いじめ防止基本方針検討過程

日付	会議名等	検討内容等
令和2年 9月25日(金)	第1回いじめ防止対策検討会議	・検討会議の目的について ・改正の方向性とスケジュールについて
10月2日(金)	第1回いじめ問題対策連絡協議会	・八尾市いじめ防止基本方針の改正について
11月17日(火)	第2回いじめ防止対策検討会議	・八尾市いじめ防止基本方針(素案)について
12月11日(金) ~25日(金)	八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱第6条に基づいた関係者への個別ヒアリング	・八尾市いじめ防止基本方針(素案)について
12月24日(木)	第3回いじめ防止対策検討会議	・八尾市いじめ防止基本方針(素案)について
令和3年1月5日(火)~2月4日(木)まで市民意見を募集		
1月26日(火)	第2回いじめ問題対策連絡協議会(書面開催)	・八尾市いじめ防止基本方針(素案)について
2月16日(火)	第4回いじめ防止対策検討会議(書面開催)	・八尾市いじめ防止基本方針(素案)に対する市民意見について ・八尾市いじめ防止基本方針(案)について

参考資料VI 八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱第6条に基づいた関係者

関係者 (敬称略 五十音順)	小山 健治	八尾市小中生活指導研究協議会(校長会)
	高木 吉久	八尾市校区まちづくり協議会連絡会
	竹ノ株 宏美	八尾市地区福祉委員長連絡協議会
	轟原 隆司	八尾市人権教育研究会(校長会)
	西川 知広	八尾市PTA協議会
	西田 裕	八尾市自治振興委員会
	堀川 欣也	八尾市PTA協議会
	村尾 佳代子	八尾市青少年育成連絡協議会
	森下 明美	八尾市民生委員児童委員協議会
	山口 崇	山口崇法律事務所(弁護士)

参考資料Ⅶ 八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱

(目的)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条に規定される地方いじめ防止基本方針を本市において策定する等、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進を図るため、八尾市いじめ防止対策検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) いじめ防止対策推進法に基づき、「八尾市いじめ防止基本方針」(以下、「基本方針」という。)の策定及び改正における、その原案の作成に関すること。
- (2) 本市各部局が行う、いじめ防止のための対策についての連絡及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため、座長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(座長及び副座長)

第4条 検討会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、検討会議を代表し、検討会議の職務を統括し、副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 座長は、いじめから子どもを守る課長をもって充て、副座長は、人権教育課長をもって充てる。

(会議)

第5条 検討会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者、臨床心理士、弁護士等の専門家等、検討会議の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庁内検討実務者)

第7条 検討会議に庁内検討実務者を置く。

- 2 庁内検討実務者は、検討会議の委員が所管する所属の課長補佐又は検討会議の委員が指名する者をもってこれに充てる。
- 3 庁内検討実務者は、検討会議の委員を補佐し、検討会議の実施する事務の円滑な推進に協力する。

(謝礼)

第8条 座長が招致した関係者の謝礼の額は、いじめ問題対策連絡協議会規則第4条第2号に準じ、会議に出席した日1日につき、8,000円とする。ただし、専門家等についての謝礼の額は、同規則第4条第1号に準じ、会議に出席した日1日につき21,000円とする。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、いじめから子どもを守る課及び学校教育部人権教育課において行う。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

	いじめから子どもを守る課長
人権文化ふれあい部	人権政策課長
	コミュニティ政策推進課長
地域福祉部	地域福祉政策課長
	障がい福祉課長
子ども未来部	子ども政策課長
	子育て支援課長
	青少年課長
教育総務部	教育政策課長
	生涯学習スポーツ課長
学校教育部	指導課長
	教育センター所長
	人権教育課長